

## 令和二度技術士第二次試験試験委員の推薦時期及び推薦数について（案）

令和元年11月27日  
科学技術・学術審議会  
技術士分科会試験部会

## 1 令和二年度技術士第二次試験試験委員の構成

試験委員の構成については、①作問委員、②審査委員及び③採点委員とする。各々の役割は、以下のとおりとする。なお、試験問題の最終的な決定権限は、作問委員が持つものとする。

- ① 作問委員：問題案の作成及び答案の採点を担当するものとする。
- ② 審査委員：択一式の出題問題の正確性及び妥当性のチェックを行うものとする。
- ③ 採点委員：答案の採点を担当するものとする。

注1) 口頭試験は作問委員及び採点委員が行うものとする。

注2) 審査委員は総合技術監理部門のみで推薦が必要となる。

## 2 試験委員の推薦について

作問委員及び採点委員については、各部門担当の試験部会専門委員が推薦し、審査委員については、指定試験機関である公益社団法人日本技術士会の理事の職にある試験部会専門委員が推薦するものとする。

なお、試験委員の推薦を担当する専門委員に欠員等が生じた場合には、部会長または部会長代理が指名する者が推薦することができる。

## 3 作問委員及び審査委員の推薦時期及び推薦数

## ① 推薦時期

試験問題の質の一層の向上を図り、適切な作問を行うため、作問委員の推薦期間を12月下旬までとし、作問委員による試験委員総会を2月中旬（総合技術監理部門は2月上旬）に開催する。これにより、問題作成期間として約3ヵ月を確保する。

審査委員の推薦期間は3月中旬から4月上旬までとし、審査委員による試験委員総会を5月中旬に開催する。

## ② 推薦数

推薦の目安とする試験委員数（案）

別紙のとおり

実際に推薦する試験委員数が、推薦の目安とする委員数と異なる見込みである場合には、部会長の了承を得るものとする。

## 4 採点委員の推薦時期及び推薦数

## ① 推薦時期

採点委員の推薦期間を5月下旬から7月上旬までとする。また、答案採点期間として約1ヵ月間を確保する。

② 推薦数

採点委員数は、受験申込者数を踏まえ、決定する。その際、各選択科目の実情を充分勘案し、一人当たりの採点量が過重にならぬよう措置する。

実際に推薦する試験委員数は、部会長の了承を得るものとする。

5 その他

作問委員は、採点委員が当該問題の答案採点を的確かつ効率的に行えるよう、出題の目的、採点基準等を採点マニュアルに明確に示すこと。

## 令和二年度技術士第二次試験の選択科目別試験委員数(案)

部門	科目	推薦の目安数		科目	令和元年度(実績)	
		作問委員	審査委員		作問委員	審査委員
1 機 械	1-1 機械設計	6		1-1 機械設計	6	
	1-2 材料強度・信頼性	4		1-2 材料強度・信頼性	4	
	1-3 機構ダイナミクス・制御	6		1-3 機構ダイナミクス・制御	6	
	1-4 熱・動力エネルギー機器	6		1-4 熱・動力エネルギー機器	6	
	1-5 流体機器	4		1-5 流体機器	4	
	1-6 加工・生産システム ・産業機械	4		1-6 加工・生産システム ・産業機械	4	
	計	30		計	30 (1,109)	
2 船舶 ・海洋	2-1 船舶・海洋	4		2-1 船舶・海洋	4	
	計	4		計	4 (10)	
3 航空 ・宇宙	3-1 航空宇宙システム	5		3-1 航空宇宙システム	5	
	計	5		計	5 (64)	
4 電 気 電 子	4-1 電力・エネルギーシステム	4		4-1 電力・エネルギーシステム	4	
	4-2 電気応用	4		4-2 電気応用	4	
	4-3 電子応用	4		4-3 電子応用	4	
	4-4 情報通信	4		4-4 情報通信	4	
	4-5 電気設備	4		4-5 電気設備	4	
	計	20		計	20 (1,465)	
5 化 学	5-1 無機化学及びセラミックス	3		5-1 無機化学及びセラミックス	3	
	5-2 有機化学及び燃料	5		5-2 有機化学及び燃料	5	
	5-3 高分子化学	3		5-3 高分子化学	3	
	5-4 化学プロセス	3		5-4 化学プロセス	3	
	計	14		計	14 (149)	
6 織 維	6-1 紡糸・加工糸及び 紡績・製布	4		6-1 紡糸・加工糸及び 紡績・製布	4	
	6-2 繊維加工及び二次製品	4		6-2 繊維加工及び二次製品	4	
	計	8		計	8 (45)	
7 金 属	7-1 金属材料・生産システム	6		7-1 金属材料・生産システム	6	
	7-2 表面技術	3		7-2 表面技術	3	
	7-3 金属加工	3		7-3 金属加工	3	
	計	12		計	12 (85)	
8 資 源 工 学	8-1 資源の開発及び生産	4		8-1 資源の開発及び生産	4	
	8-2 資源循環及び環境浄化	2		8-2 資源循環及び環境浄化	2	
	計	6		計	6 (24)	

(注)計欄の( )は、受験申込者数である。審査委員は、択一試験のある総合技術監理部門のみとなる。

部門	科目	推薦の目安数		科目	令和元年度(実績)	
		作問委員	審査委員		作問委員	審査委員
9 建 設	9-1 土質及び基礎	12		9-1 土質及び基礎	12	
	9-2 鋼構造及びコンクリート	14		9-2 鋼構造及びコンクリート	18	
	9-3 都市及び地方計画	9		9-3 都市及び地方計画	9	
	9-4 河川、砂防及び 海岸・海洋	12		9-4 河川、砂防及び 海岸・海洋	12	
	9-5 港湾及び空港	7		9-5 港湾及び空港	7	
	9-6 電力土木	4		9-6 電力土木	4	
	9-7 道路	6		9-7 道路	6	
	9-8 鉄道	6		9-8 鉄道	6	
	9-9 トンネル	6		9-9 トンネル	6	
	9-10 施工計画、施工設備 及び積算	16		9-10 施工計画、施工設備 及び積算	16	
	9-11 建設環境	7		9-11 建設環境	7	
		計	99		計	103 (17, 533)
10 上 下 水 道	10-1 上水道及び	8		10-1 上水道及び	8	
	10-2 下水道	15		10-2 下水道	15	
	計	23		計	23 (1, 863)	
11 衛 生 工 学	11-1 水質管理	2		11-1 水質管理	2	
	11-2 廃棄物・資源循環	3		11-2 廃棄物・資源循環	3	
	11-3 建築物環境衛生管理	10		11-3 建築物環境衛生管理	10	
	計	15		計	15 (672)	
12 農 業	12-1 畜産	2		12-1 畜産	2	
	12-2 農業・食品	5		12-2 農業・食品	5	
	12-3 農業農村工学	8		12-3 農業農村工学	8	
	12-4 農村地域・資源計画	4		12-4 農村地域・資源計画	4	
	12-5 植物保護	2		12-5 植物保護	2	
	計	21		計	21 (1, 044)	
13 森 林	13-1 林業・林産	4		13-1 林業・林産	4	
	13-2 森林土木	4		13-2 森林土木	4	
	13-3 森林環境	2		13-3 森林環境	2	
	計	10		計	10 (327)	
14 水 産	14-1 水産資源及び 水域環境	5		14-1 水産資源及び 水域環境	5	
	14-2 水産食品及び流通	2		14-2 水産食品及び流通	2	
	14-3 水産土木	2		14-3 水産土木	2	
	計	9		計	9 (157)	
15 経 営 工 学	15-1 生産・物流マネジメント	6		15-1 生産・物流マネジメント	6	
	15-2 サービスマネジメント	5		15-2 サービスマネジメント	5	
	計	11		計	11 (300)	

(注)計欄の( )は、受験申込者数である。審査委員は、択一試験のある総合技術監理部門のみとなる。

部門	科目	推薦の目安数		科目	令和元年度(実績)	
		作問委員	審査委員		作問委員	審査委員
16 情報工学	16-1 コンピュータ工学	3		16-1 コンピュータ工学	3	
	16-2 ソフトウェア工学	3		16-2 ソフトウェア工学	3	
	16-3 情報システム	3		16-3 情報システム	3	
	16-4 情報基盤	3		16-4 情報基盤	3	
	計	12		計	12	(496)
17 応用理学	17-1 物理及び化学	4		17-1 物理及び化学	4	
	17-2 地球物理及び地球化学	6		17-2 地球物理及び地球化学	6	
	17-3 地質	7		17-3 地質	7	
	計	17		計	17	(701)
18 生物工学	18-1 生物機能工学	2		18-1 細胞遺伝子工学	2	
	18-2 生物プロセス工学	4		18-2 生物化学工学	4	
	計	6		計	6	(40)
19 環境	19-1 環境保全計画	6		19-1 環境保全計画	6	
	19-2 環境測定	5		19-2 環境測定	5	
	19-3 自然環境保全	4		19-3 自然環境保全	4	
	19-4 環境影響評価	4		19-4 環境影響評価	4	
	計	19		計	19	(613)
20 原子力・放射線	20-1 原子炉システム ・施設	4		20-1 原子炉システム ・施設	4	
	20-2 核燃料サイクル及び放射性廃棄物の処理 ・処分	2		20-2 核燃料サイクル及び放射性廃棄物の処理 ・処分	2	
	20-3 放射線防護及び利用	4		20-3 放射線防護及び利用	4	
	計	10		計	10	(103)
1 から20部門の小計		351			355	(26,800)

部門	推薦の目安数			令和元年度(実績)	
	作問委員	審査委員		作問委員	審査委員
21 総合技術監理	25	5		25	5
	「9」			「23」	
計	34	5		48	5
				(3,890)	
1 から21部門の合計	385	5		403	5
				(30,690)	

(注) 計欄の( )は、受験申込者数である。審査委員は、択一試験のある総合技術監理部門のみとなる。総合技術監理部門の作問委員数欄の「 」内の数字は、キーワード集の編集委員の数である。

( )

部門

令和二年度 技術士第二次試験試験委員（作問委員）候補者名簿

選択科目	ふりがな 氏名	勤務先及び役職名 同所在地 電話	現住所 電話	担当する 専門分野	委員経歴 (合)又は(技)	試験委員就任に当たって承認を得る 必要のある勤務先の代表者等
（			〒			機関名
						役職名
	e-mail	〒				氏名 書類の送付先及び担当者名
		電話	電話			〒
）			〒			機関名
						役職名
	e-mail	〒				氏名 書類の送付先及び担当者名
		電話	電話			〒
目			〒			機関名
						役職名
	e-mail	〒				氏名 書類の送付先及び担当者名
		電話	電話			〒

推薦  
委員名

印

## ＜令和二年度技術士第二次試験試験委員(作問委員)候補者名簿の記入に当たっての留意事項＞

1. 推薦に当たっては、別添「令和二年度技術士試験委員の推薦方針」に従い選考願います。特に委員を再任する場合は、原則として連続して5期までとする等の方針を順守いただくよう願います。
2. 事前に試験委員候補者本人から内諾を得られるよう願います。なお、内諾を得る際に試験委員に選任された場合の罰則規定①不正行為の禁止（30万円以下の罰金「法第62条」）②秘密保持義務等（1年以下の懲役又は30万円以下の罰金「法第60条」）についても説明して下さるよう願います。  
また、技術士試験は国家試験であり、文部科学大臣が選定する試験委員は極めて重要な任務と業務を担っていくもので、技術士制度の信頼を損なうことのないよう、作問等試験の実施に当たっては、厳正かつ公正に行っていただきたい旨、お伝え下さるよう願います。
3. 「試験委員就任に当たって承認を得る必要のある勤務先の代表者等」の欄は、必ず記入願います。ただし当該候補者が国家公務員である場合は不要です。
4. 担当する専門分野については、各試験委員の専門がわかるよう、簡潔に記載してください。
5. 過去の試験委員経歴については、試験委員となった年の数字を（例：21-23）、当該候補者が技術士試験の合格者である場合は（合）を、登録した技術士である場合は（技）をそれぞれ記入願います。
6. 他の科目から兼務をする必要のある候補者の記載については、本務の科目で所定の事項を全欄記入し、その氏名の下部に「兼」及び兼務する科目番号を記入し、兼務の科目においては「氏名」欄と「担当する専門分野」欄のみを記入し、その氏名の下部に「本務」及び本務の科目番号を記入して下さい。
7. 同一の用紙に同一の科目のみとし、2科目を記載する場合は用紙を替えて下さい（適宜必要部数をコピー願います）。
8. 技術士第二次試験委員（作問）総会を、令和2年2月14日（金）（総合技術監理部門は2月7日（金））に予定していますので、連絡される際に併せて御通知願います。
9. 令和1年12月27日（金）までに 〒100-8959 千代田区霞ヶ関3-2-2 文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課技術士係 宛に送付願います。

( ) 部門 令和二年度 技術士第二次試験試験委員（採点《口頭試験含む》委員）候補者名簿

選択科目	ふりがな氏名	勤務先及び役職名 同所在地 電話	現住所 電話	担当する 専門分野	委員経歴 (合)又は(技)	試験委員就任に当たって承認を得る 必要のある勤務先の代表者等
( )			〒			機関名
						役職名
	e-mail	〒				氏名
		電話	電話			書類の送付先及び担当者名 〒 電話
( )			〒			機関名
						役職名
	e-mail	〒				氏名
		電話	電話			書類の送付先及び担当者名 〒 電話
目			〒			機関名
						役職名
	e-mail	〒				氏名
		電話	電話			書類の送付先及び担当者名 〒 電話

推薦  
委員名 \_\_\_\_\_ 印

## <令和二年度技術士第二次試験試験委員(採点《口頭試験含む》委員)候補者名簿の記入に当たっての留意事項>

1. 推薦に当たっては、別添「令和二年度技術士試験委員の推薦方針」に従い選考願います。
2. 事前に試験委員候補者本人から内諾を得られるようお願いいたします。なお、内諾を得る際に試験委員に選任された場合の罰則規定①不正行為の禁止（30万円以下の罰金「法第62条」）②秘密保持義務等（1年以下の懲役又は30万円以下の罰金「法第60条」）についても説明して下さるようお願いいたします。  
また、技術士試験は国家試験であり、文部科学大臣が選定する試験委員は極めて重要な任務と業務を担っていくもので、技術士制度の信頼を損なうことのないよう、採点等試験の実施に当たっては、厳正かつ公正に行っていただきたい旨、お伝え下さるようお願いいたします。
3. 「試験委員就任に当たって承認を得る必要のある勤務先の代表者等」の欄は、必ず記入願います。ただし当該候補者が国家公務員である場合は不要です。
4. 担当する専門分野については、各試験委員の専門がわかるよう、簡潔に記載してください。
5. 過去の試験委員経歴については、試験委員となった年の数字を（例：21-23）、当該候補者が技術士試験の合格者である場合は（合）を、登録した技術士である場合は（技）をそれぞれ記入願います。
6. 他の科目から兼務をする必要のある候補者の記載については、本務の科目で所定の事項を全欄記入し、その氏名の下部に「兼」及び兼務する科目番号を記入し、兼務の科目においては「氏名」欄と「担当する専門分野」欄のみを記入し、その氏名の下部に「本務」及び本務の科目番号を記入して下さい。
7. 同一の用紙に同一の科目のみとし、2科目を記載する場合は用紙を替えて下さい（適宜必要部数をコピー願います）。
8. 技術士第二次試験委員（採点）総会を令和2年8月26日（水）（総合技術監理部門は8月19日（水））に予定していますので、連絡される際に併せて御通知願います。
9. 令和2年7月9日（木）までに 〒100-8959 千代田区霞ヶ関3-2-2 文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課技術士係 宛に送付願います。

( )

部門

令和二年度 技術士第二次試験試験委員（審査委員）候補者名簿

ふりがな 氏名	勤務先及び役職名 同所在地 電話	現住所 電話	担当する 専門分野	委員経歴 (合)又は(技)	試験委員就任に当たって承認を得る 必要のある勤務先の代表者等
		〒			機関名
					役職名
e-mail	〒				氏名
					書類の送付先及び担当署名
	電話	電話			〒
					電話
		〒			機関名
					役職名
e-mail	〒				氏名
					書類の送付先及び担当署名
	電話	電話			〒
					電話
		〒			機関名
					役職名
e-mail	〒				氏名
					書類の送付先及び担当署名
	電話				〒
					電話

推薦  
委員名

印

## <令和二年度技術士第二次試験試験委員(審査委員)候補者名簿の記入に当たっての留意事項>

1. 推薦に当たっては、別添「令和二年度技術士試験委員の推薦方針」に従い選考願います。(第二次試験では、総合技術監理部門のみ審査委員が必要です。)
2. 事前に試験委員候補者本人から内諾を得られるようお願いいたします。なお、内諾を得る際に試験委員に選任された場合の罰則規定①不正行為の禁止(30万円以下の罰金「法第62条」)②秘密保持義務等(1年以下の懲役又は30万円以下の罰金「法第60条」)についても説明して下さい。また、技術士試験は国家試験であり、文部科学大臣が選定する試験委員は極めて重要な任務と業務を担っていくもので、技術士制度の信頼を損なうことのないよう、審査等試験の実施に当たっては、厳正かつ公正に行っていただきたい旨、お伝え下さるようお願いいたします。
3. 「試験委員就任に当たって承認を得る必要のある勤務先の代表者等」の欄は、必ず記入願います。ただし当該候補者が国家公務員である場合は不要です。
4. 担当する専門分野については、各試験委員の専門がわかるよう、簡潔に記載してください。
5. 過去の試験委員経歴については、試験委員となった年の数字を(例:21-23)、当該候補者が技術士試験の合格者である場合は(合)を、登録した技術士である場合は(技)をそれぞれ記入願います。
6. 同一の用紙に同一の科目のみとし、2科目を記載する場合は用紙を替えて下さい(適宜必要部数をコピー願います)。
7. 技術士試験委員総会(審査)を令和2年5月14日(木)に予定していますので、連絡される際に併せて御通知願います。
8. 令和2年4月1日(水)までに 〒100-8959 千代田区霞ヶ関3-2-2 文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課技術士係 宛に送付願います。